

## スポーツ委員会に関する細則

(目的)

**第 1 条** この細則は、一般社団法人日本気球連盟（以下「この法人」という）のスポーツ委員会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業)

**第 2 条** スポーツ委員会（以下「委員会」という）は、気球の分野における航空スポーツの振興のために必要と思われる事項について、調査・研究及び運営を行う。

**2** 委員会は、この法人の会員が気球の競技、記録飛行並びに気球大会を行うにあたって、その活動を支援する。

**3** 委員会はこの法人の定款及び FAI Sporting Code を活動の基準とする。

(構成)

**第 3 条** 委員会は、スポーツ委員長（以下「委員長」という）1名とスポーツ副委員長1名並びにスポーツ委員（以下「副委員長」および「委員」という）若干名をもって構成する。

**2** 委員長は、会長が任命する。

**3** 副委員長および委員は、永年に渡りこの法人の目的・内容・組織等に精通している者から、委員長が任命する。

**4** 副委員長および委員の任期は、1年とする。ただし、再選を妨げない。

**5** 委員会は、必要に応じて、専門部会もしくは専門小委員会を設置することができる。これらの部会もしくは小委員会は、委員長直属とし、委員長が管理する。

(業務)

**第 4 条** 委員会は、委員長が必要と認めたとき、委員長がこれを招集する。

(1) 日本国内の気球大会の公認に関すること。

(2) 日本国内の気球大会の支援に関すること。

(3) 日本国内の気球競技に関すること。

(4) FAI の定める国際選手権の日本代表選手の選考に関すること。

(5) 競技に係る役員、競技オブザーバーの育成に関すること。

(6) 日本気球連盟会員の気球記録飛行の記録管理、支援に関すること。

(7) 気球記録飛行の記録オブザーバーの育成に関すること。

(8) スポーツ委員会の業務に係る海外の情報に対応すること。

(9) 公認大会の記録の管理に関すること。

(10) 上記に付帯する一切の業務に関すること。

**2** 委員会の議事については議事録を作成し保存する。また、議事録をこの法人の会員に速やかに公表しなければならない。

附則

この細則は、平成 30 年（2018 年）4 月 20 日より施行する。